

議案第 4 9 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
及び羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び羽曳野市消防団
員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 3 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）において、同法の規定による年金たる保険給付と同一の事由により厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）等の規定による年金たる保険給付の併給を受ける場合の調整規定が見直しされたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
及び羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第430号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

(羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年羽曳野市条例第439号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91(第1級又は第2級)」を「0.92(第1級)」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条第3号に規定する傷病補償年金(以下この項において「傷病補償年金」という。)及び同条第2号に規定する休業補償(以下この項において「休業補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間

に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の羽曳野市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた羽曳野市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金(以下この項において「傷病補償年金」という。)及び同条第2号に規定する休業補償(以下この項において「休業補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

新旧対照表

新	旧																														
<p>第1条関係 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第4条の2 省略 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第13条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">傷</td> <td style="width: 85%;">省略</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>病</td> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td>補償</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を</p>	傷	省略		病	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88	補償	省略		年金	省略		省略			<p>第1条関係 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第4条の2 省略 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第13条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">傷</td> <td style="width: 85%;">省略</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>病</td> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td style="text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td>補償</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を</p>	傷	省略		病	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	補償	省略		年金	省略		省略		
傷	省略																														
病	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88																													
補償	省略																														
年金	省略																														
省略																															
傷	省略																														
病	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86																													
補償	省略																														
年金	省略																														
省略																															

365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額とする。

省略	
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
省略	

以下省略

第2条関係

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例

附 則

第1条～第4条の2 省略

(他の法律による給付との調整)

第5条 1 省略

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等	0.88
	省略	
傷病補償年金 (第18条の2に	障害厚生年金	0.92(第1級の傷病等級に該

365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額とする。

省略	
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
省略	

以下省略

第2条関係

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例

附 則

第1条～第4条の2 省略

(他の法律による給付との調整)

第5条 1 省略

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等	0.86
	省略	
傷病補償年金 (第18条の2に	障害厚生年金	0.91(第1級又は第2級の傷

規定する公務上の災害に係るものに限る。)	等	当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.91</u>)
	省略	
省略		

3・4 省略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が 2 である場合にあつては、その合計額)を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

省略	
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.88</u>
省略	

6・7 省略

以下省略

規定する公務上の災害に係るものに限る。)	等	病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.90</u>)
	省略	
省略		

3・4 省略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が 2 である場合にあつては、その合計額)を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

省略	
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.86</u>
省略	

6・7 省略

以下省略